

「環境カウンセラー制度の推進方策について（骨子）」に関する 国民の皆様からの意見募集の結果について

環境省総合環境政策局に設置された「環境カウンセラー登録制度に係る検討会」において取りまとめた「環境カウンセラー制度の推進方策について（骨子）」について、平成15年5月12日から平成15年5月26日まで、広く国民の皆様からの意見募集（パブリックコメント手続き）を行った結果21件の御意見が寄せられました。

これらの御意見の概要及びそれに対する対応（案）について次の頁以降に掲げました。

【意見の提出状況】

封書によるもの	1通
FAXによるもの	5通
電子メールによるもの	15通
合計	21通

「環境カウンセラー制度の推進方策について(骨子)」 に関する意見の概要と対応(案)

(注1) 最右欄の番号は、提出意見の整理番号です。

(注2) 意見の概要及び対応(案)については、御意見を踏まえて作成した「環境カウンセラー制度の推進方策について(素案)」の項目に沿ってまとめました。

1. はじめに

2. 環境カウンセラーの現状

3. 環境カウンセラーに期待される役割

意見概要	対応(案)	番号
経済産業省に関わる問題については経団連が意見調整をしながら、産業界の実施計画をまとめ各業界に指示するように、環境問題についてはその役割りを環境カウンセラーが担うのがよい。	3. で述べているように、市民や事業者等の自発的な環境保全活動を促進するための役割を期待しており、活動の自主性や多様性を最大限、尊重すべきであると考えています。そのため、各業界への指示といった役割は馴染まないと考えます。	11

4. 環境カウンセラー制度の問題点

(1) 知名度の低さ

(2) 活動の場・機会の不足

意見概要	対応(案)	番号
企業内の環境カウンセラーは多くの場合、他企業や地域社会まで活動の場を広げる事や企業内で独立的に活動することは不可能であり、今のところ事業者部門に対する活動のニーズは少なく、市民部門の様な広範囲での活動は極めて困難。	御意見の趣旨を、4. (2) に追加しました。	19

(3) 活動の状況把握と実績評価の仕組みの欠如

(4) 活動のための資質・能力等を向上させる仕組みの不足

5. 環境カウンセラー制度を推進するための具体的方策

(1) 知名度の向上

意見概要	対応(案)	番号
環境カウンセラーの認知について		
環境カウンセラー自身の役割への自覚が必要。期待される役割、実際の活動状況について募集時に詳しく説明・広報し、登録の審査時に確認しておくことにより、資格だけの環境カウンセラーは少なくなると思います。	期待される役割の広報については、御意見の趣旨を、5 (1) に追加しました。実際の活動状況の広報については、御意見の趣旨が明確になるよう、5 (1) を修正しました。	5

「環境カウンセラー」のカウンセラーと言う呼称が適当ではなかったように思われる。理由は、営利のコンサルタントと間違えられやすい。心療カウンセラーのように話を聞くだけ、忠告するだけと思われやすい。	御意見の趣旨を踏まえ、環境カウンセラーの役割を理解してもらう旨、5(1)に追加しました。	8
環境カウンセラーがどう云う役割をこなし、又、どう云う時に必要な人材なのかについて改めてPRを行い、更に、環境保全活動を進める上での指導や助言に役立つ人材として活用していくことをPRすることをお願いしたい。	期待される役割のPRについては、御意見の趣旨を、5(1)に追加しました。	15
自治体等へのPR		
各県に環境カウンセラーが最低10人程度登録されることを目指して、環境省が各県の県行政を通して、制度のアピールをしていくことが重要と考える。	5(1)に、地方調査官事務所等を活用して自治体へのPRの拡充を記述しています。	16
ホームページの拡充		
環境カウンセラー制度やカウンセラーの登録内容を、環境省のホームページだけでなく、地方自治体や学校や教育委員会のホームページでも見られるようにしてはどうか。	環境カウンセラーのホームページにリンクを貼っていただいている自治体もあり、そのような自治体が増えるよう、5(1)に、自治体や教育委員会へのPRの拡充を記述しています。	8
インターネットは全ての人が見るとは限らないので、これをもって公表したと定義するのはおかしい。	登録簿については、自治体の窓口で備え付けられていたが、環境カウンセラーのホームページへの掲載を開始した後も、自治体や環境対策調査官事務所の窓口で検索を行なうことができます。	9
個々のカウンセラーの活動を環境省のホームページ等で活動履歴がわかるシステムにすることを提案。	5(1)に、御意見のとおり記述しています	16
環境カウンセラー自身によるPR		
行政へのアピールも必要と思うが、協会あるいは個人としても広報活動が必要と痛感している。	5(1)に記述されているように、個人や協(議)会の活動との連携が必要と考えています。	16
個人、協(議)会、全国連合会等で企画する活動を新聞等で広報する必要がある。	5(1)に、先進的な活動事例や成功例を公表することを記述しています。	16
積極的に実践していれば、周囲の評価で伝わる。伝える努力は公表する側として必要だが、環境保全は自主の誇りを持って広めたい。	御意見の趣旨を踏まえ、環境カウンセラー自身の活動の重要性について、5(1)に追加しました。	18
環境カウンセラーの組織化により情報を共有し、無駄な競争をやめて、お互いが切磋琢磨しつつ行政をはじめ各種主体との連携を高めて活動すればおのずから知名度が上がると思う。	5(1)に、協(議)会によるPR活動と連携しながら知名度の向上を図るよう記述しています。	20

(2) 活動の場・機会の拡大

意見概要	対応(案)	番号
環境省等の施策における活用について		
環境省自身が、もっと積極的に委託業務を環境カウンセラーに出すべき。そうすることによって具体的な環境カウンセラーの役割が外部から認識できるようになる。	5(1) に、環境省の各種施策での活用を記述しています。	8
国、地方自治体の環境ビジョン提示と必要人材の公募(環境カウンセラーの登用)を提案	5(1) に、環境省の各種施策での活用を記述しています。	10
町内会等の場で、環境問題の研修会を促進し、その講演料は、環境省等が負担する。	民間が行なう研修会への講演料の負担は予算的な制約から困難ですが、環境省主催の講演会への講師依頼の拡充について、5(2) に追加しました。	12
自治体、教育委員会への働きかけ		
環境カウンセラー自身の積極的な活動、特に地域社会の環境問題に関連して自分から地方自治体等へアプローチ等活躍の場を探すことが必要。一人では困難であれば環境カウンセラー同士がグループを組み活動する。これに何らかの形で地方環境対策官事務所が関与・利用できれば良いと思う。	5(5) に、環境カウンセラー協議会との連携強化や調査官事務所の活用を記述しています。	5
カウンセラー個人が地方自治体や学校・大学や教育委員会へ働きかけてもほとんど有効に機能するとは考えにくいので、地方自治体等がカウンセラーを活用するような仕組みを設計する必要がある。	5(2) に、自治体等において活用されるよう働きかけることを記述しています。	8
文部科学省と協調して、地方自治体や教育委員会への環境カウンセラー制度活用を指導するとともに、地区環境対策調査官事務所が中核となり調整・指導等を行える制度の定着化の検討が必要	5(2) に、自治体や教育委員会への働きかけや仲介を進めることを記述しています。	17
環境教育の場における活動の推進について		
環境教育は学校だけの問題ではなく、市民教育、生涯教育を含めて考えられなければならない。	御意見のとおりと考えます。5(2) に、このような場において環境カウンセラーが活躍できるような施策の推進を記述しています。	9
多分野に渡り、変化の多い「環境問題」には、専門の講師が望ましい。環境省と文科省で、あるいは、県環境サイドと教育委員会で、企画調整機能を発揮してもらいたい。	御意見の趣旨は、5(2) に記述しています。	12

自治体の人材制度との関係について		
地方自治体が進めている独自の環境保全に関する資格等と併用して活用されるように地方自治体へ働きかけるべき。	御意見の趣旨は、5(2) に記述しています。	5
環境カウンセラーに乗って制度化している“地方自治体の制度=環境アドバイザー等”を、自治体に遠慮してもらい、環境カウンセラーが全国で一定の認識をされる環境をつくってから、各種施策に活用すべき。	地方自治体の人材制度は、それぞれのニーズに併せて創設されているものであり、環境カウンセラー制度と競合するものとは認識していません。	12
地方自治体独自の人材制度の存在を踏まえた上で、既存制度との統合等地方自治体への指導の実施と、環境カウンセラーを活用するよう地方自治体へのインセンティブの付与の検討が必要	地方自治体の人材制度は、それぞれのニーズに併せて創設されているものであり、環境カウンセラー制度と競合するものとは認識していません。 地方自治体における環境カウンセラーの活用については、5(2) に記述されています。	17

(3) 活動の状況把握と実績評価の仕組みの構築

意見概要	対応(案)	番号
実績報告について		
活動実績報告を提出することにより、民間企業に対し行った業務を報告することは守秘義務に反するのではないか。一般に公表される可能性がある内容は、報告できない。	守秘義務のある活動においてその遵守は前提であり、守秘義務に反する報告を求めるものではありません。 活動実績報告書に記載する内容が明確になるよう、5(3) に記述を追加しました。	2
3年毎の登録更新時に活動状況と自己研修状況を確認することが必要。登録更新時に3年間の客観的な記録・証拠の提出可能な活動実績記録(自己啓発研修を含む)を提出させ、場合によってはその証拠・記録の提出を求めることとする(虚偽であれば当然失格)。このようにして登録更新時に制度を誤解していた人達や活動しない人達を除くことにより環境カウンセラー制度は充実してくると思う。	活動の実績報告は、活動状況を把握することによりPR等を充実させることを主眼としています。活動実績について証明等の添付を求めることは、現在のところ考えていません。その旨が明確になるよう5(3) に追加しました。	5
毎年報告書を提出することについては、それなりの負担があり、また自己研鑽の事実の有無も疑わしいこともあるのではないかと。また、現在の活動の有無で今後の更新を判断するのは、特に、事業部門の場合 自己研鑽を重ねても需要が殆どないのが現状で、それをもって更新を判断することは疑問。よって従来どおり更新要件は講習義務でよい。	活動実績報告書は簡潔なものを想定しており、負担は少ないと考えます。5(3) に簡潔なものとする旨の記述を追加しました。 研修の事実確認については、PR等を充実させることを主眼としており、事実確認を行なうことは現在のところ考えていません。その旨が明確になるよう5(3) に追加しました。 また、更新の判断にあたっては、環境保全活動がなくても自己研鑽の活動を積んでいけば、資質が維持・向上されていると判定する方向で検討しています。その旨が明確になるよう5(3) を修正しました。	7
カウンセラー協(議)会等が、カウンセラーの実績証明などを出すようになると、所属しないカウンセラーは実績証明をもらえない。個々人の活動の評価は、環境活動を目的とする団体に任せてよいのではないかと。	活動の実績報告は、活動状況を把握することによりPR等を充実させることを主眼としています。活動実績について証明等の添付を求めることは、現在のところ考えていません。その旨が明確になるよう5(3) に追加しました。	9

年間行動記録の提出（CPD）を提案	5（3）に、活動の実績報告を受け、その内容を登録簿に掲載することを記述しています。	10
資格マニア的存在の整理も兼ね、カウンセラー各自の年度活動報告の義務付けと公表できる場の提供が必要である。	5（3）に、活動の実績報告を受け、その内容を登録簿に掲載しホームページで公表することを記述しています。	17
協議会を含めて活動を統一的・有機的にするために環境カウンセラー全国連合会が機能するようにし、各協議会に関連する活動実績を取りまとめ、参考になるものは全国に情報提供すればよいと思う。	個々の環境カウンセラーや協（議）会の活動については、自主性や独自性を尊重することが必要と考えます。	20
評価のためには、実証できるような活動であることが必要で、そのためには、「環境カウンセラー団体」又は「地方自治体」による実績の把握についてシステムを構築することが必要であると考えます。	活動の実績報告は、活動状況を把握することによりPR等を充実させることを主眼としています。活動実績について証明を求めることは、現在のところ考えていません。その旨が明確になるよう5（3）に追加しました。	21
活動の実績評価について		
環境カウンセラーの登録更新は、実績第一で評価すべきであるが、同時に、諸般の都合で活動できない人のために活動できない期間の登録保留も認めるべきであろう。併せて、制度の状況等を確認するための研修も欠かせない。	更新の判断にあたっては、環境保全活動がなくても自己研鑽の活動を積んでいれば、資質が維持・向上されていると判定する方向で検討しています。その旨が明確になるよう5（3）を修正しました。 研修の機会についても、拡充に努めますが、2回目以降の更新の際には研修の修了を要件とはしないことを考えています。その旨が明確になるよう5（4）に追加しました。	9
実際に一人で、工場カウンセリングや、講演や、野外活動を単独で、実行・指導するのは容易なことではない。活動実績の無い者は、登録抹消も、という意見もあるが、この考え方は間違っている。活動がなくても、環境カウンセラー制度を悪用した話も聞かないし、環境カウンセラー的に、明確ではないが活動をしている例もある。	更新の判断にあたっては、環境保全活動がなくても自己研鑽の活動を積んでいれば、資質が維持・向上されていると判定する方向で検討しています。その旨が明確になるよう5（3）を修正しました。	12
在職者は活動したくても時間が取れない場合が多いが、退職したり、企業のボランティア休暇制度などが普及すれば活動に参加してもらえるだろう。研修会やカウンセラー協（議）会に参加するなどして制度の動向を把握さえしていれば登録を継続させてよい。実績評価で登録者を制限するより、環境カウンセラーの人口を増やす方がよい。	更新の判断にあたっては、環境保全活動がなくても自己研鑽の活動を積んでいれば、資質が維持・向上されていると判定する方向で検討しています。その旨が明確になるよう5（3）を修正しました。	14
活動実績報告書を提出させ実績評価をすることについて、多様化してさまざまな資質を持つ環境カウンセラーを客観的に評価することは現実的ではない。	活動の状況把握と実績評価に係る方策については、活動の優劣を評価し、それに基づき環境カウンセラーとしての適否を判定することは現在のところ考えておらず、むしろ、多様な活動を展開する環境カウンセラーの現状を考慮し、個々の活動のPR等を行うことを主眼としております。その旨が明確になるよう5（3）に追加しました。	20

<p>現行の「3年間に1度の研修修了」を以て更新する制度は、“名前だけのカウンセラー”を産むので、実績重視による更新制度が望ましい。但し、研修制度は、“ブラッシュアップ”等には重要で、厳密な実施が必要である。</p>	<p>5(3) に、活動を行う意思を有していない者に対しては更新を行わない仕組みの検討について記述しています。 研修の機会についても、拡充に努めますが、2回目以降の更新の際には研修の修了を要件とはしないことを考えています。その旨が明確になるよう5(4) に追加しました。</p>	21
--	---	----

(4) 活動のための資質・能力等を向上させる仕組みの構築

意見概要	対応(案)	番号
研修の内容について		
<p>様々な主体とパートナーシップに基づいた活動が出来るようになるために、地域の活動に加わるとか地域の環境カウンセラーの団体に加わって一緒に活動するとかの体験が必要。また、新任の環境カウンセラーにはこのようなガイダンスが必要と思いますし、それには環境省の研修会を一層充実させることが有効である。</p>	<p>御意見の趣旨を5(4) に例示として追加しました。</p>	5
<p>登録更新時の研修会は、知識・情報の吸収、他の活動事例を知ること、異なった状況の環境カウンセラーと交流できること等から非常に有益。さらに充実させての実施を希望する。</p>	<p>御意見の趣旨は、5(4) に記述されています。 他の環境カウンセラーとの交流については、御意見を踏まえて4(5) に追加しました。</p>	5
<p>研修では、より専門的な知識を磨けるよう、最新の情報の提供等をお願いしたい。また、カウンセラー活動のスキルアップという点では、例えば「学校での活動方法」とか「子どもの指導の仕方」とか、「ワークショップのやり方」等、実質的に活動に役立つものもあればよいと思う。事業者部門向けには「市民活動との関わり方」というような内容もあってもよい。</p>	<p>御意見の趣旨を5(4) に追加しました。</p>	6
<p>環境の分野に多岐に分かれているため、全ての分野の講習を実施することは困難なので、研修内容は基礎的部分と最新の行政状況でよい。</p>	<p>御意見の趣旨は、5(4) に記述されています</p>	7
<p>環境カウンセラーに環境教育カリキュラムを研修・修了証を交付し、各地方自治体に推薦することを提案。</p>	<p>環境教育カリキュラムについては、御意見の趣旨を、5(4) に追加しました。 研修の修了状況については、5(1) で活動実績報告書に記載し、PRを図ることを記述しています。</p>	10
<p>各専門分野の研修・修了証の発行と公表(環境管理、P R T R)を提案</p>	<p>研修の修了状況については、5(1) で活動実績報告書に記載し、PRを図ることを記述しています。</p>	10
<p>研修内容は、「専門知識、カウンセリング・実地指導の方法、レクチャーの手法」等を実施する。</p>	<p>御意見の趣旨を、5(4) に追加しました。</p>	12
<p>登録者数の地域的偏りを是正するため、9カ所の地区環境対策調査官事務所単位で環境カウンセラーを相互交流させ活動ができる仕組みの検討が必要である。</p>	<p>他の環境カウンセラーとの交流については、御意見を踏まえて4(5) に追加しました。</p>	17

研修の実施方法について		
講習開催地及び回数を、環境調査官事務所の所在地で2年に1回の開催にすれば、3年間の登録期間中に受講しやすくなる。関東については、毎年実施する。	5(4) に、調査官事務所を活用した研修の開催について記述しています。	7
研修は、旅費は自己負担で、宿泊・食事・授業料は公費とする。研修場所は、仙台、東京付近、大阪・名古屋、岡山、九州の、5地区程度とする。	研修の開催地を増やすことで、参加者の負担軽減を図ることを5(4) に記述しています。	12
環境カウンセラー研修については、地区環境対策調査官事務所単位での開催が望ましい。	5(4) に、調査官事務所を活用した研修の開催について記述しています。	17
専門分野別グループ研修は、場所を調査官事務所の所在地で開催し、内容は地球環境とそれぞれの専門分野との関わりについての環境保全活動あるいは専門分野の数項目を選択した研修を行うべき。講義は9カ所に共通内容とし、調査官事務所員または地域の環境カウンセラーが講師を勤めることを提案。ただし、講師研修が必要。	5(4) に、専門分野の研修を地域的、分野的にきめ細かく実施すること、特に高い能力を持つ環境カウンセラーを講師として活用する方向で記述しています。	18
環境省の研修以外の資質の向上方法について		
環境カウンセラー同士の交流とグループ化による活動の拡大により資質は向上する。	環境カウンセラー同士の交流については、5(4) に追加しました。 グループ化による活動の拡大については、5(5) に追加しました。	5
書籍・雑誌の購読、セミナー・シンポジウムへの参加その他の自己研修は、登録更新時の確認により実行が促進され、資質の向上に資するものと思います。	5(4) に、環境省が主催する研修以外の研さん活動の促進について記述しています。	5
環境関連情報の収集・配布による自己研鑽も有効	5(4) に、環境省が主催する研修以外の研さん活動の促進について記述しています。	10
環境カウンセラーは必ず最寄りの協議会に属することにし、各協議会は日常の活動を通して、所属の環境カウンセラーの資質を高めるようにすればよい。	協議会は、環境カウンセラーにとって活動を行う上でひとつの有効な場であると認識していますが、環境カウンセラーの活動の自主性は尊重すべきであり、協議会への加入の義務付けは望ましくないと考えます	20

(5) その他の事項

意見概要	対応(案)	番号
地方調査官事務所の活用について		
地域環境調査官事務所との連携による地域ブロック活動の展開を提案	5(5) に、環境対策調査官事務所を活用して制度の推進を図ることを記述します。	10
地方調査官事務所の設置の目的に合わせて機能させることが先決であり、機能した後、環境カウンセラーがこれをどう活用するかを考えるのが良い。	5(5) に、環境対策調査官事務所を活用して制度の推進を図ることを記述しています。	11
調査官事務所の数を増やし、各地の環境カウンセラー協議会の事務所をここに設置することが出来れば、環境カウンセラー(協議会)同士、又は本省各局と各事務所(協議会)との情報が密になり有効になる。	調査官事務所の増設については本検討会の検討の範囲外ですが、環境カウンセラーの活用や連携については、御意見の趣旨を5(2) に追加しました。	11

環境カウンセラーを地方環境対策調査官事務所で採用し、地方における環境問題に的確に対応することを提案。	5(2) に、現在各環境対策調査官事務所で環境カウンセラーを採用して相談業務等の支援を依頼を記述しています。	13
将来的に各都道府県、更には市町村単位ごとに地方環境対策調査官現地事務所を設置し、全国の環境カウンセラーを登用したり地元の環境カウンセラー協(議)会と連携を提案。	調査官事務所の増設については本検討会の検討の範囲外ですが、環境カウンセラーの活用や連携については、御意見の趣旨を5(2) に追加しました。	13
環境カウンセラーと同じように地方調査官事務所の知名度も低いように思うので、地方調査官事務所に併設する形で環境カウンセラーの活動拠点を整備し環境相談、情報発信等の活動を続けていけば双方の知名度は次第に向上していくと考える。	環境カウンセラーの活動拠点の整備については、困難と考えますが、環境カウンセラーと地方環境対策調査官事務所との連携については、御意見の趣旨を5(2) に追加しました。	14
地方環境対策調査官事務所の活動は低調であり、環境活動評価プログラムのPR活動や環境カウンセラーの常駐拠点を設けるなど、環境カウンセラー制度の活動支援を考えて欲しい。	5(5)に、環境対策調査官事務所を活用して制度の推進を図ることを記述しています。	15
環境カウンセラーの中でも失業中の方や企業のリストラ対象になっている方々を、地方調査官として採用し、要望のある企業の環境活動評価プログラムの推進の役割にうまく活用する手段も考えられる。	5(2) に、地方環境対策調査官事務所における環境カウンセラーの活用の拡大について記述しています。	19
カウンセラー協(議)会の活動について		
個人では専門性に片寄りがある場合もあるので、環境カウンセラーがグループ化して共同で仕事をする事により、仕事の幅も広がり、交渉力も付き、情報交流により自己の能力の向上も図れる。	御意見を踏まえて5(5)に活動の促進についての協議会活動の有効性に関して記述を追加しました。	5
事業者部門の方の活動フィールドとして、協議会に「仕事」を提供することが必要。ただし、個々のカウンセラーとの窓口を協議会に特化したり、限定することはかえって市民部門のカウンセラーの活動とは乖離することになる。	協(議)会との連携については、5(5)に記述しています。 なお、情報提供等を協議会に限定することは考えていません。	6
環境カウンセラー協(議)会に、年間30万円ぐらいの、費用を環境省でも予算化して助成してほしい。	現在のところ助成等は困難ですが、事業費については、地球環境基金等による支援が可能です。	12
具体的な活動に結びつかないカウンセラーについては、県単位で活動実績、協議会などの情報提供を行うなどして、個々の活動を結びつける施策の展開も必要である。	御意見の趣旨を5(5)に追加しました。	17
カウンセラー協(議)会組織を国として認知し、必要に応じ、地区環境対策調査官事務所との連携、委託業務の実施等を公表するなど、側面からの働きかけを行うとともに、協議会組織に対し、活動の成果を公表させるなどの義務化の検討が必要	5(1) や5(5)に環境カウンセラー協議会に対する情報や資料の提供等、その活動の促進について記述しています。 なお、活動成果のPRは積極的に行っていますが、自発的な環境カウンセラー協議会の活動について、公表の義務付けは馴染まないと考えます。	17
協(議)会での活動は大きな力になるにもかかわらず、現行の制度では組織的活動については何も定められていない。組織的活動についても制度に織り込むべき。	御意見の趣旨を踏まえ協議会活動の有効性については5(5)に追加しました。 ただし、協議会の設立・運営等についてはそれぞれの自主性を尊重することが適当と考えます。	20

青年層の取り込みについて		
青年層が環境カウンセラーに登録されればカウンセラー全体の活動の領域が拡大することは間違いないので、青年層が登録されるような方策は検討すべき。ただし、活動の時間が限られることと十分な収入が得られないことの2点で問題が残る。	5(5)に記述しているように、青年層が登録されるような仕組みの構築については、今後の課題として、引き続き検討していきます	5
審査要件について		
業務5年以上(10年が望ましい)の審査要件を緩和し、代わりに試験を厳しくすればよい。	環境カウンセラー制度の信頼性を維持するため、登録にあたっては一定以上の知識と経験の双方が必要と考えます。	2
環境カウンセラーの登録を申請したが、不合格となり、その理由も知らされないなど、環境保全に役立ちたいと思っているのにかえってやる気をそがれる	個々の申請者に対して、可否の理由を説明することは困難ですが、審査要件をより明確にして公表することを検討しています。	4
環境カウンセラー選考の際にパートナーシップを組んで活動できる能力を選考基準の中に加えておく必要があります。	審査のあり方について、御意見の趣旨を踏まえ5(5)に記述を追加しました。	5
環境カウンセラーに登録を希望する人は環境に相当の関心のある人たちですから、厳選するのではなく、むしろ取り込んで環境活動家として成長するように図るべきだと考える。	登録のあり方について、御意見の趣旨を踏まえ5(5)に記述を追加しました。	5
環境保全活動には適材適所のレベルが必要なので、様々なレベルの人を区分けしないで存在させたい。	環境カウンセラーのレベル分けについては記述していません。	18
専門分野について		
専門分野は自己申告制ではなく、所定の職歴・学識の分野も勘案し、所定の研修(4~5日程度)を受けて登録するようにすべき。また、分野の分け方の改めるべき。	登録のあり方について、御意見の趣旨を踏まえ5(5)に記述を追加しました。	12
法的整備について		
中短期的に次の分野で資格制度を設けたり、環境カウンセラーを優待する制度を設けたりすることを提案します。 1. 環境格付評価(格付に伴う税制等の優遇制度が整うのと相俟った時期に) 2. 公共機関によるグリーン購入 3. 環境教育 4. 公共機関における内部監査(EMS監査) 5. 環境報告書の第三者検証 6. 環境政策検討、及び産官学民共同による団体活動 7. 環境相談員(公共機関による相談所の一角に付加する)	国の行政機関のスリム化や民間に任せられるものは任せていくという行政改革の流れの中では、環境カウンセラーを資格制度として位置付けることは困難ですが、5(1)に、環境教育や環境相談などについて環境カウンセラーが活用されるよう、学校や自治体へのPRの拡充について記述しています。	1
環境カウンセラーの知名度の低さはPRの問題でなく、仕事としての社会的価値の裏づけの無さの現れだと認識すべきである。一定規模の環境負荷を排出する事業活動に対して環境カウンセラーの指導・助言の受け入れを義務付ける等の法的整備をし、その指導・助言に対し一定の対価を支払う事を規定する等もっと強力な支援を制度面から考えて貰いたい。	国の行政機関のスリム化や民間に任せられるものは任せていくという行政改革の流れの中では、環境カウンセラーの助言・指導の受け入れを義務付けることは困難です。	3

<p>環境カウンセラーの身分保障あるいは組織の法人化が望まれる。それによって、責任体制と業務内容が明確になり、地域の環境諸問題への適材適所の配置が可能になる。</p>	<p>国の行政機関のスリム化や民間に任せられるものは任せていくという行政改革の流れの中では、環境カウンセラーを資格制度として位置付けることは困難です。 組織の法人化については、NPO法人となっている協（議）会もあります。</p>	10
<p>産業界（工場）の、外部の環境カウンセラーによるコンサルティングの義務付けを提案</p>	<p>国の行政機関のスリム化や民間に任せられるものは任せていくという行政改革の流れの中では、環境カウンセラーの助言・指導の受け入れを義務付けることは困難です。</p>	12
<p>環境カウンセラーの資格を認定資格から国家資格に格上げし、企業が事業活動を展開する上で、社会貢献や環境保全に配慮させるべく有資格者の選任を義務づけることを提案。</p>	<p>国の行政機関のスリム化や民間に任せられるものは任せていくという行政改革の流れの中では、環境カウンセラーを資格制度として位置付けることや選任の義務付けは困難です。</p>	13
<p>告示に、環境カウンセラーの必要性やその期待されている分野、役立てるべき場面等について、環境カウンセラー制度の新しい活用を推進するためには、告示を全面的に見なおして、新法令とする必要があるのではなからうか</p>	<p>3で環境カウンセラーに期待される役割については記述しており、そのPRについては、5（1）に記述を追加しました。 登録のあり方については、5（5）に記述を追加しました。</p>	15
<p>環境カウンセラーの位置づけについて</p>		
<p>環境カウンセラーは、資格なのか一定の能力や実績を有することを証明するものなのか、特有の職能が期待されているのか、曖昧なことが課題だと感じる。そのため、活動領域・活動実績を有することを証明することに加えて、「子どもの指導方法を身につけている」とか「専門領域以外の知識を幅広く持っている」とか、実質的な「能力保証」の制度とすることがひとつの方策かと考える。</p>	<p>環境カウンセラー制度は資格ではなく、環境保全活動に対して助言・指導を行なうために適切な能力や識見を持つ者として推奨すべき者を登録する制度です。環境カウンセラーに期待される役割については3で記述しており、そのPRについては、5（1）に記述を追加しました。</p>	6
<p>登録部門について</p>		
<p>登録を事業者部門、市民部門の別で区分されているが、もっと別の分け方がよい。例えば、めだかの観察を子供を教える、食品加工における排水の管理について指導できる等の具体的な分野で検索できるデータベースを作ることで、依頼を希望する人は環境カウンセラーにコンタクトしやすい。</p>	<p>登録や審査のあり方については、今後、長期的に検討していくことが必要であると考えており、その旨を5（5）に追加しました。</p>	9
<p>事業者部門・市民部門の区分けは不必要で、むしろ環境管理、自然観察等、専門分野別に登録し、それぞれに対応した研鑽を心掛けるべきであると考えている。</p>	<p>登録や審査のあり方については、今後、長期的に検討していくことが必要であると考えており、その旨を5（5）に追加しました。</p>	10
<p>事業者部門/市民部門の区分は、かえって活動の幅を限定し、両部門間のコミュニケーションを阻害する恐れがある。むしろ、「自然環境保護」「生活環境保全」「消費者活動」「環境経営」「公害防止技術」等の専門別の区分で、従来の事業者・市民が一体となった活動が地域で展開されるよう図るべき。</p>	<p>登録や審査のあり方については、今後、長期的に検討していくことが必要であると考えており、その旨を5（5）に追加しました。</p>	21

活動の対価について		
<p>カウンセラーとして貢献したらそれなりのメリットが無ければならないと思います。エコマネーのような制度も考えるべきでないでしょうか。</p>	<p>環境カウンセラーの活動に対する必要経費や謝金の受取りについては、個々の活動により多様な形態があるため、依頼者と環境カウンセラーとの間の話し合いで決められるものであり、一律に定めるのは適当ではないと考えています。</p>	4
<p>環境カウンセラーの活動に対する評価とも言える「必要経費」及び「少しの謝礼」の支払いが社会的認知を得ることがその活動の活性化と持続性をもたらすと考える。</p>	<p>環境カウンセラーの活動に対する必要経費や謝金の受取りについては、個々の活動により多様な形態があるため、依頼者と環境カウンセラーとの間の話し合いで決められるものであり、一律に定めるのは適当ではないと考えています。</p>	5
<p>カウンセラーはボランティア精神をもって活動する者であることを明記し、謝礼等は、経費以外に上限（1万円/日）を越えないなどの規定を設けるべき。</p>	<p>環境カウンセラーの活動に対する必要経費や謝金の受取りについては、個々の活動により多様な形態があるため、依頼者と環境カウンセラーとの間の話し合いで決められるものであり、一律に定めるのは適当ではないと考えています。</p>	9
<p>環境カウンセラー以外の肩書きで活動した方が支援や金銭面で有利。環境カウンセラーと言うと無料ボランティアと理解されている。自治体も、企業も環境保全の予算が少ないのが現状。</p>	<p>環境カウンセラーの活動に対する必要経費や謝金の受取りについては、個々の活動により多様な形態があるため、依頼者と環境カウンセラーとの間の話し合いで決められるものであり、一律に定めるのは適当ではないと考えています。</p>	18
登録者数について		
<p>環境カウンセラーをもっと増やしながら制度の改善を進めるべき。3,000人程度では不足だと考える。一万人を超えるようになれば、不適格な人は自然淘汰されると考える。</p>	<p>今後も登録者の増加は必要と考えます。</p>	18
その他		
<p>環境カウンセラーの活動を全て環境カウンセリングという言葉の中に押し込んでしまうのではなく、グリーンマネジメントとかエコライフ設計など柔らかいイメージの役割を付け加えるべき。</p>	<p>一般向けのPRにあたっては分かりやすい表現を使う必要があると考えます。</p>	8
<p>環境カウンセラーの自覚を促し責任を持たせるため、身分証明書の写真入大型化を提案</p>	<p>登録証の変更については考えていません。</p>	10

提出意見集

(注1) 皆様からお寄せ頂いた御意見を、住所等の個人情報を除き事務局で電子化したものです。

(注2) 右肩の番号は、御意見を受け付けた順に事務局で付けた整理番号です。

提出意見

氏 名：匿名希望

意見：

いくつかの改善が検討されているようですが、何よりも最優先すべきは、人材活用場の作り、です。

中短期的に次の分野で資格制度を設けたり、環境カウンセラーを優待する制度を設けたりすることを提案します。

- 1．環境格付評価（格付に伴う税制等の優遇制度が整うのと相俟った時期に）
- 2．公共機関によるグリーン購入
- 3．環境教育
- 4．公共機関における内部監査(EMS監査)
- 5．環境報告書の第三者検証
- 6．環境政策検討、及び産官学民共同による団体活動
- 7．環境相談員（公共機関による相談所の一角に付加する）

提出意見

氏 名：匿名希望

意見：

(3) 活動の状況把握と評価の仕組みの構築 について、活動実績報告を毎年提出とあるが、民間企業に対し行った業務を報告するのは守秘義務に反するのではないかと。私はまだカウンセラー未登録だが、技術士（環境部門）でもあり、一般に公表される可能性がある内容は、報告できない。

(5) その他の事項 について、あらゆる意味で登録申請条件の緩和をお願いしたい。個人的な問題だが上述のとおり私は技術士（環境部門）に登録済みであるが、現在の業務は4年しか経験しておらず、業務5年以上（10年が望ましい）の条件があるため、登録申請できずにいる。申請条件を緩和し、試験を厳しくすればよろしい。

提出意見

氏名：國生 純孝

意見：

環境カウンセラー制度の課題

骨子案に書かれている事項はカウンセラー制度発足以来随所で言われてきた点で、問題点はハッキリしているのに一向に事態が改善しないのは制度として本質的な欠陥があるからではないか。

私は定年と同時に技術指導を業務とし、環境問題も仕事の中に加えているが過去6年間に環境関連で仕事になったのは2件しかない。

骨子案では活動の場や機会を自助努力に求めているが、実践してみて極めて難しいと感じている。

多くの事業活動にとって、環境問題が事業の収益に直接結びつく事例は少なく、環境に関する助言や指導に対する評価は低い。環境問題に限って言えば知的財産の提供に対する対価は低く、自己研鑽や交通費に満たず、不足分を他の収入や少ない年金から補填しているのが実態である。

環境カウンセラーの知名度の低さはPRの問題でなく、仕事としての社会的価値の裏づけの無さの現れだと認識すべきである。

環境省は本制度を立ち上げた当事者として環境カウンセラーをもっと強力に支援する事を制度面から考えて貰いたい。

例えば

「一定規模の環境負荷を排出するすべての事業活動に対して環境カウンセラーの指導・助言の受け入れを制度として義務付ける法的整備をし、その指導・助言は知的財産権の行使であるとの理由から一定の対価を支払う事を規定してもらいたい」

環境に関してはとにかく無償奉仕を求める社会的風潮があり、又、環境省も予算不足を理由にカウンセラーに研修の度に多くの負担を負わせてきた事はこのような風潮を助長する一因にもなっている。

提出意見

氏名：若島 敏夫

意見：

私は環境問題に後半の人生を捧げようと思い昨年環境カウンセラーに応募しましたが残念ながら書類選考で不合格となりました。現在ISO14000のコンサルタントとして少しでも環境への貢献をしたいと思い頑張っております。

カウンセラーの試験になぜ不合格だったのか現在も納得できていません。

このような環境カウンセラー制度では私のような今後少しでも環境問題に真剣に取り組んでいこうという市民に意欲を返ってうなわせる結果になっているのではないのでしょうか。

私の身の回りでも同様な人が沢山居ます。こんなカウンセラー制度ではやる気を損なう仕組みではないのでしょうか。しかも理由が明らかにされないままですから尚更です。

なんとか再検討していただきたくお願いいたします。

それとカウンセラーとして貢献したらそれなりのメリットが無ければならないと思います。それは受講側と主体側両方に無ければならないと思います。

エコマネーのような制度も考えるべきでないのでしょうか。

提出意見

氏名：藤井 健史

意見：

私は1997年に環境カウンセラーとして登録され、1998年より武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会のメンバーとなり、環境に係わる啓蒙・指導の活動をしてきました。

また、地元において市民団体である国分寺市環境問題研究会の一員として環境に係わる活動をしてきました。

その経験より、今回意見を述べさせていただきます。

1. 環境カウンセラーの活性化の方策

(1) 青年層の活用

環境カウンセラーの年代構成を見てみると、確かに20代、30代の人数は極端に低くなっています。後述しますように青年層の環境カウンセラー（以降ECと略す）が増加したからといって決して環境カウンセラーの活動が全般的に活性化するとは考えませんが、年齢構成の幅が広がることによりECの活動が広がることは間違いありません。

特に年齢の近い児童・学生に対する働きかけや、新規な状況の変化に対する取組は早くなり、活動が活発化するでしょう。

青年層のEC資格取得を促進する方策を講じることが必要と考えます。

例えば、大学の環境系学科の出身者は経験年数を不問とし、一時審査は「論文提出のみ」といった方策も考えられます。

しかしながら、青年層がECとして活動するには二つの大きな問題点があります。一つは活動の時間であり、他は収入の問題です。

青年層がフリーター、自由業、自営業、といった職業以外の通常の業務に従事した場合、日常的にECとしての活動時間を作り出すことは非常に困難です。

ボランティア活動に協力的な企業であっても定常的にECの活動のための時間を提供する場合はほとんど無いと思います。

また、NGO等の活動に従事し時間的に若干余裕ある青年層の数はまだ限られているのが実情です。

もう一つの問題点は報酬の問題です。

この件は後で詳述しますが、EC活動は無報酬と見なされる場合が多いのです。

そうすると青年層としてはEC活動に時間を割いていると収入が少なくなり、生計が立ち行きません。青年層にとってはここに大きな問題があります。

私は環境系の大学に在学する人から幾度か「卒業後に EC を主たる仕事としてやって行けるか」との質問を受けたことがあります。答はノーです。報酬を受けられる NPO、NGO に所属しながらその中で EC の活動をするほかに道はないと思いますが、このような機会は非常に少ないと思います。

(2)中高年層の活動

EC の中に占める 50 代 60 代の年齢層は非常に高い。特に事業者部門では際立っています。また、事業者部門の中では 55% が企業在職者です（登録当時）。

これは退職を控えた 55～60 歳くらいの方が退職後のことを考えて資格を取得した結果であると考えます。現状の調査では無職ないしはコンサルタント業が非常に多くなってくると思います。

現在の世の中において、比較的時間に余裕があり、社会的に活動できる年齢層は、退職後あまり時間を経過していない、社会に関心のある、いわゆる中高年層です。この人達を活用することを考えるのが重要です。

しかしながらこれらの人達が退職後 EC 活動の実情に遭遇して、報酬が殆ど得られないこと、及び一般市民の方々、他分野の人々、地方自治体の人他達等とパートナーシップを組んで活動することなどに苦手・苦痛を感じ、EC 活動に積極的でなくなってしまうケースがあるようです。

これを打破するには EC 選考の際にパートナーシップを組んで活動できる能力を選考基準の中に加えておく必要があります。

いろいろな、これまでに共に過ごしてきた人達とタイプの異なったパートナーシップを組んで活動できるようになるためには、方策はいろいろあるでしょうが、まず、地域の活動に加わってみるとか地域の EC の団体に加わって一緒に活動してみるとかの体験が必要でしょう。新任 EC にはこのようなガイダンスが必要だと思いますし、それにはこれまでの環境省の EC 研修会が有効であると思います。（より一層の充実が望まれます）

「EC は無料」という世間の風潮をなくす。（これは次項で詳述します）

「EC は退職後の一つの職業になりうるのではないか」という誤解を解消させておく説明が募集時に必要です。一方、必要経費とささやかな感謝の気持ちを表す謝礼が EC 活動を活性化させると思います。

特に青年層に対しては報酬的な考えが必要だと思います。

(3)EC 活動に対する経費、謝礼（報酬）の支払い

「EC への依頼は無償だ」という説明、考えが世間の一部にあるようです。これでは EC 活動は活性化しません。

もちろん一部の人以外は EC を営利の手段、生計を立てる方策とは考えていないと思います。われわれ EC の多くは自分の知識・経験と時間を提供し、社会に何らかの貢献を行いたいと考えていると思います。

しかし、現実にはかなりの交通費、調査・資料作成費を要します。

また、環境関係の書籍雑誌の購入、セミナー・シンポジウムへの参加など自分自身の知識・能力等の向上のための投資を行っています。

依頼側の「EC はただ」という考えの時は「ただ」は軽く扱う風潮が世間に

はあります。

EC側からすれば「ただでやっているのだから」と若干免責があるように感じ、時として無責任になることがなしとはしません。

「必要な仕事を依頼した」それに対して「責任ある対応をする」という契約的な約束が結ばれているという証に、必要経費とささやかな謝礼の取り決めが必要です。金額の大小ではありません。感謝の気持ちを形で表すこととそれを受けたEC側の「準備してきたことが役に立った」という充足感がEC活動を活性化すると思いますし、ECの活動を永続化させると思います。

無償の活動が長く続けば、活動は徐々に不活性化してきます。

私の所属する団体では、収入のない民間団体の場合は無償、地方自治体の場合は経費+少しの謝礼程度、営利企業の場合はしかるべき謝礼をお願いすることを基準にしています。

また青年層に対してはさらに報酬的な考えを込めた謝礼が必要でしょう。

ECの活動に対する評価とも言える「必要経費」及び「少しの謝礼」の支払いが社会的認知を得ることがECの活動の活性化と永続性をもたらすでしょう。

2. 環境カウンセラー制度の推進について

(1)環境カウンセラーに関する理解（知名度を含む）の向上

ECに対する理解はいまだ低いと思います。これに対する向上策は

ECの活躍の場の拡大です。（これについては後述します）

EC自身のECの役割への自覚が必要です。

なんとなしに取得できそうな資格があるから取得しておこうという人があります。ECの期待される役割、実際の活動状況について募集時に詳しく説明・広報し、登録の審査時に確認しておくことにより、思い違いの、資格だけのECは少なくなると思います。

EC自身の積極的な活動が必要です。特に地域社会の環境問題に関連して自分から地方自治体等へアプローチ等活躍の場を探す。一人では困難であればEC同士がグループを組み活動する。

これに何らかの形で地方環境対策官事務所が関与・利用できれば良いと思います。

(2)環境カウンセラー登録制度について

これにはいろいろな意見があり「真に活動を目指す人を厳選する」といった考えがありますが、私は厳選することは適切ではないと思います。

ECとなる希望のある人は少なくとも環境にかなりな関心のある人たちですから、厳選するのではなく、むしろ取り込んで環境活動家として成長するように図るべきだと考えます。

ただし、環境カウンセラーに関する適切な理解のあることが必要ですので、その点は登録時によく確認しておく必要があります。

ECとしては最新の知識と活動が必要ですから、3年毎の登録更新時にECとしての活動状況と自己研修状況を確認することが必要です。

具体的には登録更新時に3年間の活動実績記録(自己啓発研修を含む)を提出する。

記録は客観的な記録・証拠の提出可能なものに限り、場合によってはその証拠・記録の提出を求めることとする(虚偽であれば当然失格です)。

(蛇足ながらレポート提出による登録更新の審査は、審査基準の面、実情把握の困難さ等から好ましくない)

このようにして登録更新時にECを誤解していた人達や活動しない人達を除いてゆくことにより環境カウンセラー制度は充実してくると思います。

(3)環境カウンセラーの活躍の場の拡大

これはすでに述べてきたようにECの理解を広げるPR活動が一番です。その他

地方自治体が進めている独自の環境保全に関する資格等と併用して活用されるように地方自治体へ働きかける。

学校教育関係の環境教育に関与できるように図る。

教育委員会の壁は厚く、EC個人では働きかけても効果がない。

児童、学生の頃からの継続した環境教育が必要であり一部には熱心に行われている面もあるが一般的ではないようです。この面にECの活躍の場が(特に青年層)あると思いますが、私にとってアプローチの手段がわからない。

EC同士のグループ化による活動の拡大

すでに40近くのECの団体が出来て活動しているが組織率はまだ高いとはいえない。個人では専門性に片寄りがある場合もあり、EC自身の努力が必要です。

以上述べてきたような面に関する地方環境対策官事務所の関与・支援を期待します。

(4)環境カウンセラーの資質の向上

ECの活躍の場の拡大にはEC自体の資質の向上が必要です。

変動する社会にあっては社会情勢、技術等に吸収しこれに対処することが必要です。

このためには

登録更新時の研修会は、知識・情報の吸収、他の活動事例を知ること、異なった状況のECと交流できること等から非常に有益と考えます。

今後も充実させ継続しての実施を希望します。

EC同士の交流とグループ化による活動の拡大によりEC資質は向上します。

EC自身の自己研修;書籍・雑誌の購読、セミナー・シンポジウムへの参加その他この活動、自己研修は登録更新時の確認により実行が促進され、EC資質の向上に資するものと思います。

提出意見

氏名：山本 耕平

意見：

[カウンセラー制度の位置づけ]

環境カウンセラーというのは「資格」なのか「一定の能力や実績を有することを証明する」ものなのか、環境カウンセラーという「職能」が期待されているのか、そのあたりが曖昧なことが一つの課題だと感じています。

市民部門で登録しているカウンセラーは、ほとんどが何らかの形で環境保全活動に関わっており、環境カウンセラーという「肩書き」を意識せずにやっています。その意味ではカウンセラーに登録しているというのは、一定の実績や能力の証明であり、それぞれの活動団体のなかでは「実績のある、少し頼りになる人」というくらいの位置づけでしょう。

それぞれが活動領域、専門領域を持っているので、こうした人たちには、学校での指導方法とかスキルアップの場を提供し、活動領域・活動実績を持っていることに加えて、「子どもの指導方法を身につけている」とか「専門領域以外の知識を幅広く持っている」とか、実質的な「能力保証」の制度とすることがひとつの方策かと考えます。

[カウンセラー協議会について]

私自身は市民部門のカウンセラーですが、事業者部門というのがよくわかりません。特定の専門知識をお持ちであることはわかりませんが、市民活動は経験のない方が大半ではないでしょうか。事業者部門の方は、おそらく活動する場所が少ないので「協議会」の組織化等に精力を使っておられます。

活動フィールドを持っているものにとっては、「協議会」はあんまり意味はありませんが、事業者部門の方の活動フィールドとして、協議会に「仕事」を提供することが必要だと思います。ただし、個々のカウンセラーとの窓口を協議会に特化したり、限定することはかえって市民部門のカウンセラーの活動とは乖離することになると思います。

[研修について]

もっとも問題なのは研修です。昨年の研修はひどい！の一語に尽きる。「カウンセラー」を心理カウンセラーや相談員と勘違いして、「話し方教室」のようなものがありました。環境カウンセラーの意味を、主催者自身、取り違えていることの証左でしょう。

また温暖化についての研修は、NHK特集の焼き直しビデオを流すだけというはなはだひどいものでした。ヨハネスブルグでサミット開催中にもかかわらず、そうした話はまったくなかった。わざわざヨハネスブルグから研修のために帰国した市民部門カウンセラーもいましたが、一概に憤慨しておりました。

平成11年の最初の研修では、グループ討論や交流会があり、それなりに意義もありましたが、昨年の研修はとて研修とは言えないものでした。

もっと専門的な知識を磨けるよう、最新の情報を得て市民に伝えることができるような、実質的な研修をお願いしたい。

また、カウンセラー活動のスキルアップという点では、例えば「学校での活動方法」とか「子どもの指導の仕方」とか、「ワークショップのやり方」等、実質的に活動に役立つものもあればよいと思います。事業者部門向けには「市民活動との関わり方」というような内容もあってもよいかもしれません。

提出意見

氏名：小林 正直

意見：

1 活動実績報告書の提出について

毎年報告書を提出することについては、それなりの負担があり、またその自己研鑽の事実の有無も疑わしいこともあるのでは無いか？

講習受講義務については、3年間のうち一度も受講できないのは参加するには遠隔地の場合費用がかかることが原因と思われます。

現在の活動の有無で今後の更新を判断するのは、特に、事業部門の場合自己研鑽を重ねても需要が殆どないのが現状で、それをもって更新を判断することに疑義を生じます。

従来どおり更新の講習義務（要次の改善策）でいいのでは無いでしょうか？

2 研修の改善

講習内容は、ニーズに合わせるとのことですが、環境の分野に多岐に分かれているため、全ての分野の講習は可能でしょうか？「基礎的部分と最新の行政状況」でいいのでは？

講習開催地及び回数は、環境調査官事務所の所在地で2年に1回開催すること。（そうすると3年間のうち受講のチャンスが増加する）

関東については、毎年実施する。

提出意見

氏名：照沼 俊夫

意見：

1. 今更言っても詮無いことではありますが、「環境カウンセラー」のカウンセラーと言う呼称が適当ではなかったように思われます。
理由は、1. 営利のコンサルタントと間違えられやすい。
2. 心療カウンセラーのように話を聞くだけ、忠告するだけと思われやすい。
2. 環境省自身が、もっと積極的に委託業務を環境カウンセラーに出すべきではないかと思えます。そうすることによって具体的な環境カウンセラーの役割が外部から認識できるようになると思うのです。現状は、ベンチャー企業をM & Aで買い取った親会社が、買ってはみたもののそのベンチャー企業を生かす事業の組立が出来ず、注文を出さないために、ベンチャー企業の経営が結局苦しさから脱出でき無いのに似ているように思えます。環境省及びその関連機関が環境カウンセラーやカウンセラーNPO団体をもっと活用する仕組みが必要に思われます。活動実績が上がらなければ結局知名度も上がらないと思うのです。
3. 環境カウンセラーの役割を環境カウンセリング、地域の環境問題の分析、環境保全活動の企画実践・普及啓発、団体の組織化や団体間のコーディネート等としていますが、これで間違いではないのですが、一般受けしない堅さがあるのではないかと思うのです。更に「環境」という言葉は範囲が広いわけですが、ここでは自然環境とか地球環境とか言った極めて限定した範囲で使っているのですが、そのことが一般的には分からないのではないのでしょうか。従って全てを環境カウンセリングと言う言葉の中に押し込んでしまうのではなく、グリーンマネジメントとかエコライフ設計など「グリーン」や「エコ」を冠してイメージを柔らかくした役割も付け加えてはどうでしょうか。
4. 環境カウンセラー制度やカウンセラーの登録内容見られるのが、環境省のHPだけと言うのも如何なものかと思うのです。地方自治体や学校や教育委員会のHPでも見られるようにしてはどうなのでしょう。又カウンセラー個人が地方自治体や学校・大学や教育委員会へ働きかけてもほとんど有効に機能するとは考えにくいので、地方自治体や学校・大学や教育委員会がカウンセラーを活用するような仕組みを設計する必要があると思えます。

提出意見

氏名：永倉 邦男

意見：

- 1) 事業部門、市民部門の区分は不要です。
登録の経緯から、企業部門、市民部門の別が明確に区分されていますが、もっと別の分け方があります。
それぞれのカウンセラーが指導できる分野を具体的に申告し、それを検索できるデータベースを作ること、以来を希望する人は内容を検討してカウンセラーにコンタクトできるでしょう。
例えば、私はめだかの観察を子供に教えたい。食品加工における排水の管理について指導できる。組織運営、企業マネジメントなどを具体的に指導項目として届ける。
また、エコアクション21の指導、エコアップ21の指導、などテーマごとに
- 2) カウンセラーはボランティア精神をもって活動する者であることを明記する。
したがって、謝礼等は、経費以外に上限(1万円/日)を越えないなどの規定を設けること。
環境カウンセラーであることを看板に金儲けをたくらんでいる人を見かける。
現状において企業部門として登録している人には会社勤務のため対外活動が実質できない人もいるが、企業に束縛されない土、日、休日で活動してもらうことを原則に、また、企業OBを活用することで高齢者への生きがいを与えることにもなる。
- 3) 環境教育は学校だけの問題ではなく、市民教育、生涯教育を含めて考えられなければならない。
ISO、環境保全活動評価プログラム(エコアクション21) 地方自治体などによるエコアップ活動をすすめる中で、企業、事業所における社員教育、従業員教育を徹底して、帰宅すれば市民として環境活動に理解を示すこととなり、市民教育につなげることが出来る。学校においては児童・学童とともにPTAを教育することで市民活動につなげることができる。
- 4) 教育を学校、教育委員会だけに任せることなく、教育制度の中に社会人を参加させることが必要である。教育制度に係わることなので、文部・科学省とのよこの連絡が十分に行われなければならない。教育委員会の構成を教員

のOBだけに限定することなく、ごく一般の市民をも含めて、市民一般の教育が必要である。

環境問題には、企業と一般市民との分業、協業が必要である。

5) インターネットを過信しないこと

インターネットは役所の前の掲示板のように、多くの人が見るとは限らない。

インターネットは進んでみようとする人だけのものであり、これをもって公表したと定義するのはおかしい。

6) 環境カウンセラーの登録更新は、実績第一で評価すべきであろう。

また、活動できない期間の登録保留も認めるべきであろう。

3年間の実績を評価することに加えて、制度の状況等を確認するための研修も欠かせない。

また、諸般の都合で活動できない人には一定期間の休業期間を認め、むやみに抹消しない配慮も必要であろう。

7) 各地方の協議会、協会などのまとまりがあるが、中には、独善的会則によって同じ地域であっても参加できないカウンセラーもいることを配慮すべきである。

地区の協議会等が、カウンセラーの実績証明などを出すようになると、所属しないカウンセラーは実績証明をもらえない。個々人の活動をどのように評価するかは、環境活動を目的とする団体に任せてよいのではないか。

8) いろいろなところで、TOPの審議機関として「学識経験者」による委員会が編成される。学識にTOPが大学教授であり、そのTOPは東大教授であるケースを多く見かける環境活動の経験者としては、行政の経験者等がこれに相当するらしい。

環境カウンセラーとしては、もっと一般市民の意見を取り入れることが必要であろう。

市民主体の環境カウンセラーの団体が、元省庁、元教授、などの肩書きで構成されるのはおかしい。

9) 環境カウンセラーはボランティア精神で活動することと定義し、ISOのような高額なコンサルタントとは明確に区分して、環境活動をする人が気軽に利用できるようにしたい。

提出意見

氏名：松浦 茂雄

意見：

1. はじめに

国あるいは地域における環境問題の取り組みが、それぞれの主体性を確保しながら自主的に動き始めていることは認められますが、その目標が漠然としている感が否めません。

それぞれの主体の目標がはっきりと明示されてこそ、取り組みの意欲、それに伴う成果が期待されるわけで、ここにおいて国あるいは地方自治体における具体的な環境ビジョン・目標の提示あるいは投入予算措置の明確化が求められると思います。

我々環境カウンセラーのこれまでの行動実績を振り返ったとき、個人にせよ、組織にせよ、その行動対象あるいは適用技術が確固たる方針と目標に向かって進められてきたか、いささか問題があったことは認めざるをえません。

ここに、改めて環境カウンセラー制度のこれまでの経緯と今後の改善策について、推進方策（骨子）を中心に据えながら考察してみました。

2. 環境カウンセラー制度の現状

九州カウンセラー協会は任意団体として事業者部門で現在65名の人材を数え、福岡地区と北九州地区で約2/3を占めており、残り1/3が熊本・鹿児島・大分・佐賀・長崎地区で登録され、個人資格として、あるいは事務所勤務の傍ら、それぞれ各地域の環境保全業務に携わっている。

いわゆる環境カウンセラーの資格・業務が十分に活用されているか、これまで活動実績調査を具体的に実施した経験がないので不明であるが、とくに個人での業務において法人資格ないし責任負担の面で疑問をもたれた事例もあり円滑な業務遂行に支障をきたしかねない。この点に関して、環境カウンセラーの身分保障あるいは組織の法人化への進展が望まれる。それに伴い確固とした責任体制と業務内容を明確にして、地域の環境諸問題への適材適所の配置が必然的となることができよう。

3. 環境カウンセラーに期待されている役割

地域環境保全活動において人材の確保が前提となる。さきの「環境保全活動の活性化方策」へのパブリックコメントでも述べたように、九州環境カウンセラー協会の活動分野として

- 1) 環境活動評価プログラム（エコアクション2.1）作成指導・助言
- 2) 得意分野に関する中小企業への指導・助言
- 3) 行政における環境分野の各種委員会への参画

- 4) 環境問題全般に関するセミナー講師
- 5) 環境教育(小中学校など)への課外講師

などに対処すべく研鑽と対応を重ねてきた所である。

この過程で、いわゆる事業者部門・市民部門の区分けは不必要で、むしろ専門分野別に、環境管理、自然観察あるいは自然環境保全、公害防止技術の具体的分野、今後は環境教育、地球温暖化問題、循環型社会形成のための3R対策あるいは廃棄物処分問題など、環境カウンセラーとしての学問的、経験的要素を生かした専門家としての期待が大きくなることを予知して、それぞれに対応した研鑽を心掛けるべきであると考えます。

4. 環境カウンセラー制度の課題

- 1) 情報不足等による低い知名度
- 2) 活動の場・機会の不足
- 3) 活動の状況把握と評価の仕組みの欠如
- 4) 活動のための資質・能力等を向上させる仕組みの不足

各項目ともに、まさに環境カウンセラー個人が痛切に感じ不満を持ち、対応に苦慮してきた事項である。各人で対処すべき事項が多々あることは承知しているが、関係機関におかれての格段のご努力とその実現に期待する所、大である。

5. 環境カウンセラー制度を推進するための具体的方策

- 1) 身分証明書の写真入大型化(自覚と責任)
- 2) 国(各省庁) 地方自治体への制度のPR
- 3) 国、地方自治体の環境ビジョン提示と必要人材の公募(環境カウンセラーの登用)
- 4) 環境カウンセラーに環境教育カリキュラムを研修・修了証を交付し、各地方自治体に推薦する。(環境教育・学習 課外講師)
- 5) 各専門分やの研修・修了証の発行と公表(環境管理。P R T R)
- 6) 年間行動記録の提出(C P D)
- 7) 環境関連情報の収集・配布による自己研鑽
- 8) 地域環境調査官事務所との連携による地域ブロック活動の展開

など

これを要するに、今日の環境問題の解決に向けて環境省登録に係る「環境カウンセラー制度」の充実・発展とともに、環境カウンセラーの保持する技能と経験を十分に活用できるような人材登用策の確立を、切に要望いたします。

提出意見

氏名：利根川 瑛

意見：

- * 環境カウンセラー制度の推進を図る前に、まず環境カウンセラーの役割、その必要性を十分に詰める必要があると思います。
環境についての課題にはどんな物があり、環の国としてこの課題を環境省、自治体、関係団体、一般市民、が如何分担し、どのような指示系統・連携で取り組み、活動していくかを理想的とする姿をイメージする必要があると思います。
経済産業省に関わる問題については経団連と言う強力な団体が間に入ってくれます。経産省の基本方針に基づき、意見調整をしながら、産業界の実施計画をまとめ各業界に指示します。また農水省関係にはこれに類する組織として農協があります。
環境問題について経団連の役回りをどこにするのかを決める必要があると思います。
環境省がするのか、自治体に委ねるか、私はこの役回りを環境カウンセラーが行うのが良いと思っています。勿論そのためにはもう少し審査をきびしくし、厳選する必要があるかもしれません。
- * この点を明確にしないで、環境カウンセラーに登録し、思うように活動をして欲しいと言われて、情報不足、知名度が低い、活動の場の不足、活動評価の仕組み欠如、資質・能力不足が問題と言われてもピンとこないのが正直なところです。
このような状況の中で多くの環境カウンセラーは情熱を捨てずに、どうすれば一番良い結果が得られるかを苦慮しながら活動しているのが実態です。
一部知名度のある環境カウンセラーがジャーナリストとして活躍されていますが、この場合カウンセラー制度がうまく行っているのではなく、本人の実力で活躍しているだけで「環境カウンセラー」は単なる肩書きに過ぎないと思っています。
- * 地方調査官事務所との関係について
無理に地方調査官事務所と環境カウンセラーを結び付けているように感じます。先ず地方調査官事務所の設置の目的に合わせて機能させることが先決だと考えます。機能した後、環境カウンセラーがこれをどう活用するかを考えるのが良いと思います。体制も出来ない状態で曖昧に環境カウンセラーを絡ませると有効な活用が出来ないのではないかと思います。
環境カウンセラーの立場で都合よく考えると、もう少し調査官事務所の数

を増やし、各地の環境カウンセラー協議会の事務所をここに設置することが出来れば、環境カウンセラー（協議会）同士、又は本省各局と各事務所（協議会）との情報が密になり有効になるように思います。

提出意見

氏名：久枝 克則

意見：

「環境カウンセラー（以下、ECという）制度への、Public Comment」

「1」 ECの登録条件

ECは、職歴・論文と、面接で、採否が決定されている。この時、専門分野は、応募者の選択制で、CHECKはなされていない。

このような登録の仕方に改善が必要と、考える。

ひとつには、専門分野を予め登録制にして、所定の職歴・学識の分野も、予め登録させ、所定の研修（4～5日程度）を受ける。の細部は、貴方にてご検討願いたい、例えば、

専門分野は、「環境総合（環境総合知識“理科と社会”） 大気、エネルギー、水質・土壌、生物、化学物質・健康、植物、動物、生態系」などに。

分別の、所定の職歴のレベルは、特にハードルを高くする（修士のような）ことは無い。社会を指導できる程度と、ボラとはいえ、環境活動に深い関心を持っていることが、重要と考える。

研修の指導者は、各界のオーソリティーで、大学教授、環境実務家、自動車、燃焼、エネルギー、廃棄物、化学・健康関係、ISO関係者、など、幅広く求める。

「2」 ECの活動分野

ECは、前記の専門分野の範囲で、活動する。複数の専門分野に登録するのも、可である。

この研修は、旅費は自己負担で、宿泊・食事・授業料は公費とする。

研修場所は、仙台、東京付近、大阪・名古屋、岡山、九州の、5地区程度とする。

研修内容は、「専門知識、カウンセリング・実地指導の方法、Lectureの手法」など。

「3」 ECの社会（産業界）での位置付け

現在のEC制度では、ECの行動を各自の任意としているが、実際に一人で、工場カウンセリングや、講演や、野外活動を単独で、実行・指導するのは容易なことではない。そこへ、最近では“活動実績の無い者は、登録抹消をも”などの声も聞こえる。これは、全く間違っていて、活動がなくても、ECを利用して「悪」を働いた話も聞かないし、ボラで「EC的に、明確ではないが活動をしている」例もある。

もっと、活動し易くするために、以下 思いつくままに記します。

産業界（工場）の、外部ECのカウンセリングの義務付け（要 法律 部分
改定）

ECに乗って制度化している“ 地方自治体の制度=環境アドバイザーのよ
うな ” を、自治体に遠慮してもらおう。この部分について、昨年の東京でのEC
年次研修会では、「地方自治の時代でもあり、県の活動もいいのではないか。
“ との発言が、環境省（日本環境協会だったかも？）からもあったが、これ
は その場の言い逃れと感じた。地方自治の促進は、もっと本質的に論議さ
れるべきである。少なくとも、環境アドバイザーが、地方自治の浸透の表れ
とは、話が飛躍しすぎている。

こうして、ECが全国で一定の認識をされる環境をつくってから、（イ）学
校環境教育へのECによるLectureの導入（年間5時間とか）小～高校を対象
に。

環境の社会教育への講師としてのEC；全国各地で、生涯教育などの、社会
人向け研修の仕組みができています。これへの、講師として、ECの活動を定
着するべく、環境省が、県・市などを、指導する。

小規模の社会教育；町内会・公民館などの場で、やさしいが科学的・社会科
学な環境問題の研修会を、促進する。この講演料は、環境省（外殻団体でも
可）負担する。講演料は、5~6000円程度。（ボラとはいえ、タダでは続かない
し。続かなければ、国民の環境意識は高まらない）

公（環境省）が、この種の費用を負担することに、疑義もあり得るが、す
でに経産省関係では、学校授業ではあるが 1回3万円で、環境-エネルギー
教育制度を実行している。

また、愛媛では、県が「環境マイスターと称した」制度を設け、社会人相
手に一回6000円の講師料で、社会教育制度を持っている。ECは、このマイ
スターに、自動的に登録される。だからECであっても、資料費・講演準備
費や、旅費を考えると、マイスターとして活動することになる。

まずは の工場への外部指導人（=EC）の導入制度が、必要であろう。とか
く、経済界は環境には“ 性悪的な部分が認められる部分 ” がある、ため
である。今日では、多くの企業が、環境対策をうたっているが、その内容は、
（少し、派手に）作られているのではないか。

教育関係でも、ECに位置付けを与えて欲しい。ある四国の小学校では、児
童に対して「成層圏オゾンが、地上付近に降下して、光化学スモッグの原
因となっている」と、講義している様子だ。

学校の正規の先生は、授業の組み立てのPROであっても、理科と社会が絡
んでいて、ING的に変化する「環境問題」には、専門の社外講師が“ 望まし
い ” と、環境省と文科省で、あるいは、県環境サイドと教育委員会で、企
画調整機能を発揮してもらいたい。

もっとも、県単位では、はっきり言って「役人の、前例主義や、ことなか
れ主義も感じられ」、教育委員会の学校への指導にも限界が、あるので、や

はり中央からの指導は必要と思える。

上記の、愛媛のマイスター制度には、問題もあって、例えば「EC(=マイスター)が主催する講演会は、自作自演であるから 対象としない。公民館には別に予算を付けているから、講師料は出ない、実績とも認めない。として、厳しい制限を設け」て、マイスターの活動を制限している。このため、ボラでのやる気を無くしているマイスターも多い。言葉は悪いが、いかにも“役人的”な対応と、感じている。

やはり、環境省が主体となって、社会教育への取り組みの指針を出し、ECを活用すべきである。

前記「2」の研修まで義務付ける上では、上記のような、工場への外部の指導員(または監査人のような) また 教育では“学校・社会人への公認講師”としての“社会的位置付け”を明確にしたい。

「4」地方EC会の事務所の経費

私は、今 愛媛EC会のお世話をしており、事務局を自宅のパソコン1台に頼っています。これは、事務局を外に持つお金が、無いためです。ですが、家庭に事務局を置くのは、臨時ではともかくも、継続的には、不自然です。電話・郵便切手などは、総て個人負担で、過ごしているのです。

せめて、EC地域会に、年間30万円ぐらいの、費用を環境省でも予算化してください。

この件について、日本環境協会に考えを聞いたことがありますが、「日本船舶協会など、いくつか団体が、支援金をだしますよ」と、なんともつれない、返事でした。ECは、主にRETIRE組の60歳代が、ボラでやっているもので、ひも付きの金までは、当てにしたくない。

ECの地域会を、そんなことでやっかいにすると、会員の中には 会の運営そのものを、疑問視する者もすくなく ありません。

地域会の費用の「公的助成」を、是非ご検討ください。

提出意見

氏名：堀 誠

意見：

1．環境カウンセラーの積極的な活用

環境カウンセラーの地方環境対策調査官事務所への登用
環境に関する広範かつ専門的な知識及び豊富な経験を有する環境カウンセラーを地方環境対策調査官事務所一般公募する。審査合格者を採用し、地方における環境問題に的確に対応する。

地方環境対策調査官現地事務所の設置

上記 項に関連して、将来は各都道府県、更には市町村単位ごとに地方環境対策調査官現地事務所を設置して行く。そこで、全国の環境カウンセラーを登用し、主担当とすることで地方におけるきめ細かな環境問題に的確に対応する。

地方環境対策調査官

平成15年度未定員：89名（全国9ブロック）

 全国都道府県 500名に増強（全国47ブロック）

 全国市町村 2500名

環境カウンセラー協(議)会との連携

各都道府県には、それぞれ環境カウンセラー協(議)会が設置されています。そこで、地方環境対策調査官現地事務所と連携活動することで、地方のニーズを的確に捉え、地方における環境問題に的確に対応する。

2．国家資格への格上げ

環境カウンセラーの資格を認定資格から国家資格に格上げし、企業が事業活動を展開する上で、社会貢献や環境保全に配慮させるべく有資格者の選任を義務づける。

提出意見

氏名：武藤 博昭

意見：

1. 登録の継続について

活動したくても在職者は時間が取れない場合が多い。自動車の免許でも多くのペーパードライバーが存在するが運転しなくても交通法規の周知、歩行者マナーの向上等に役立っている。

環境カウンセラーも退職したり、企業のボランティア休暇制度などが普及すれば活動に参加してもらえると考えます。少なくとも環境省の研修会に参加したり、地方の協（議）会の総会に出席するなどして活動の動向を把握しておいてくれれば登録を継続させていいように思います。活動の実績は少なくとも環境に関する最新の情報は退職者より現役の人の方が豊富ですので地方の協（議）会の運営には役立っています。

今は実績評価で登録者を制限するより出来るだけ多くの方に登録していただき環境カウンセラーの人口を増やす方がいいと思います。

2. 知名度の向上について

環境カウンセラーと同じように地方調査官事務所の知名度も低いように思います。

両者が連携して知名度を高める施策が必要です。地方調査官事務所に併設する形で拠点を整備し環境相談、情報発信など地域に密着した活動を地道に続けていけば知名度は次第に向上していくと考えます。

提出意見

氏名：藤本 敬孝

意見：

1．知名度の向上について

知名度が高くないことは確かである〔地方行政の役転者の中にもEC（環境カウンセラー、以下同じ）を知らない人が少なくなかった〕

結局、どう云う役割をこなし、又、どう云う時に必要な人材なのか、知得され、理解されていないからであろう。従って、この点を十分に考慮し、当局（環境省）は、EC制度の活用について改めて国全体に認識を深めることについてPRを行い、更に、環境保全活動を進める上での指導や助言に役立つ人材として活用していくことをPRすることをお願いしたい。

2．環境省地方事務所を通じての活動の活発化について

地方事務所の活動は（現在は）極めて低調である。EC制度に対する活動支援を考えて欲しい。例えば、

「EA-21」のPR活動と実際の指導活動を進めたい。頻繁に（各県ごとに2回/年以上位を）推進し得るよう対処して欲しい。

各県ごとにEC制度の常駐拠点を設けて、環境保全活動の機能向上・活発化を図るべきである（例えば活動力や資金面を支援しながらEC活動事務所の設置を考慮してほしい）。

ECの実績を把握し、評価していくためには、例えばNPO団体によるEC団体の環境保全活動に対する支援（資金面、情報面や活動の場の提供など）を拡大し、実績面の活動を地方行政や教育関係とも協力しながら強力に援助してもらいたいものである。

3．告示による登録制度を改めてほしい。

現在の告示（告示第54号）によるECの登録制度のみでEC制度の全般的な運用をはかることは難しいのではなかろうか。告示による文面には、何故必要なのか、期待されている分野は何か、又、どう云う場面に役立てるべき存在なのか、根拠となるべきものが示されていない様に考える（骨子文面P.2の期待されている役割第2項は、告示にはない）。従って、EC制度の新しい活用を推進するためには、告示を全面的に見なおして、新法令とする必要があるのではなかろうか。

特に（考慮してほしい事は）

EC制度の必要性の拡張と役割の明確な表現

各市町村などに常駐者を設ける新制度の採用

ECと各主体（行政、企業、国民）との協働活動社会構築に関する必要事項の

記述

EC制度の社会的知名度の向上をはかり、活動範囲の拡大（EA-21、PRTRなどへの関与、学校教育の面など）をもちこむ必要事項の記述

専門教育（ECの経済負担を少なくする手法による）の充実と研修によるレベル向上策の多彩な手法の検討

（尚、現告知では、ECは専門的な指導や助言を行うことができる人材とされています。）

提出意見

氏名：大内 勲

意見：

1. 制度について

環境カウンセラーの地域格差については、地方、首都圏の地勢学上の問題もあるのでいちがいに偏在を是正することはできないと考える。むしろ各県に環境カウンセラーが最低10人程度を目指して、環境省が各県の県行政を通して、制度のアピールをしていくことが重要と考える。

具体的活動について、環境カウンセラー以外の活動で10数回の講義・講演活動をしてきているが（名古屋、岐阜、東京、栃木、福島、秋田など）この実績を築くのに10数年の具体的活動をして、実力を認めてもらう努力をしてきている。

環境カウンセラーとしてもやっと今年の5月末に県内の団体から講演依頼がきて、準備しているところである。福島はわたくしが協会を立ち上げたので、全国連合会にも相当の知人ができ、存在を認めてもらえるまでになった。わたくしは行政へのアピールも必要と思うが、協会あるいは個人としても広報活動が必要と痛感している。

今年は直接地方調査官事務所との連携をとり、県外の東北地区の会議等にも参画する考えである。

2. 期待されている役割

個人としての能力から考え、十分県行政、市行政、学校あるいは環境団体、一般市民等に環境教育を実施できるカリキュラムと方法を獲得している。従い今年からパイロット事業としていわき市の後援をもらい環境教育を継続的に実施する方向で協会の総会で提案し、了承された。あとは実行あるのみと考えている。

環境保全活動コーディネーターはわたくし個人だけでなく、それを実施できるだけの人材を抱えているので、むしろ若いカウンセラーにそういう機会を設けて、準指導のできるメンバーを長期的に育成する考えである。

3. 制度の問題点

1) 知名度

1996年に制度の一期生となったが、まだ10年もしないので知名度が低いのはやむをえない面がある。たとえば技術士などは何十年の実績があり、日本では

よく知られている。環境カウンセラーも個人、協会、全国連合会等で企画をおこない新聞等で広報する必要がある。私達は協会の総会、その他の企画はすべて地方新聞から全国紙の報道グループに連絡するようにしているので、新聞社の方が必ずきてくれるようになり、キチンとした報道がなされている。

個々のカウンセラーの活動は環境省のホームページもしくは日本環境協会のホームページなどで活動履歴がわかるシステムにしたらどうかを提案したい。

2) 活動の場・機会

これはなかなか難しい問題である。ひとつはまだ第一線で仕事をしているメンバーが環境活動をするためには、それだけの時間がとれないと難しい。わたくしの場合は別のみせらNPO活動の経験から、仕事に余裕度があるとき、土日を利用して講演・講義活動をしてきた。

その経験が生きている。つまり仕事をしながらいかにして仕事以外の活動をするかのノウハウを持っている。一般の企業人がどこまで余裕があるかは疑問である。

今年、環境教育は実践でおこない、PRT Rとかエコアクション21については協会内のカウンセラーに資格をとらせて少しづつメンバーの実力を高めていく考えである。

3) 活動のための能力向上の仕組み

福島県内に関しては、あまり問題にしていない。むしろ総会で決定した事業計画を地道に継続・拡大していく方向で個人カウンセラーの資質の向上をめざす考えである。

以上、その他指摘されていることに対して、悲観的な見方はしていない。その理由は環境カウンセラー全国連合会に所属しているので、広報、教育、認知度は年々あげていく計画をしている。

提出意見

氏名：磯谷 善一

意見：

- 1 登録者数の地域的な偏りについて
現実として受け止める必要があるが、9カ所の地区環境対策調査官事務所単位で環境カウンセラーを相互交流させ活動ができる仕組みの検討が必要である。
- 2 具体的な活動に結びつかないカウンセラーについて
県単位の活動実績、協議会などの情報提供を行うなどして、個々の経験、ノウハウ等を協議会等で有効活用する、いわば点を線にする施策の展開も必要である。
- 3 知名度の低さ、活動の場・機会の不足について
次の諸施策の検討が必要と思われる。
地方自治体独自の人材制度の存在を踏まえた上で、国として活用を広げ、定着させるため、既存制度との統合等地方自治体への指導の実施と、環境カウンセラーを活用することによる地方自治体への国としてのインセンティブ付与の検討
環境教育の重要性が叫ばれている折り、文部科学省と積極的・前向きな強調をとり、地方自治体教育委員会への環境カウンセラー制度活用を指導するとともに、地区環境対策調査官事務所が中核となり調整・指導等を行える制度の定着化
現在各地域で設立・活動している任意の協議会組織を国として認知し、必要に応じ、地区環境対策調査官事務所との連携、委託業務の実施等を公表するなど、側面からの働きかけを行うとともに、協議会組織に対し、活動の成果を公表させるなどの義務化の検討
- 4 活動の状況把握等について
資格マニア的存在の整理も兼ね、カウンセラー各自の年度活動報告の義務付けと公表できる場の提供が必要である。
- 5 環境カウンセラー研修について
地区環境対策調査官事務所単位での開催が望ましい。

提出意見

氏名：矢木 格

意見：

- ・推進方策にならないかもしれませんが。
- ・検討会の中で環境カウンセラーの実態が、よくわからない方、立場の違いで内容の調整のできない部分などあって、また中途半端に検討が終わり一段進んだということで進められるように思い少し残念です。(感想の一部！)
- ・環境カウンセラーはプロ、セミプロでなく、アマプロと考えてほしいものです。
- ・教育を受けるのではなく、常に学習して専門分野なり、新しい分野を磨いたり、拓いたりする意欲と行動性のある人がふさわしいと思います。
- ・環境保全活動には適材適所のレベルが必要です。いろいろのレベルの人を区分けしないで存在させたいと考えます。
- ・問題点のもと環境カウンセラーの知名度が上がりつつあり、なかには気ままな人、勝手な人がいたり、しっかり対応しているので、今まで環境カウンセラーでなくても、活躍できた人達の邪魔になったり、いろいろのことが表面化しているからでしょう。環境カウンセラーをもっと増やしながら制度の改善をしましょう。10万人にしたいと意気込みも聞いたことがありますが、3,000人程度で(1市町村に一人いないのでは、専門分野のことを考えると不足でしょう)一万人を超えるようになれば、不適格な人は自然淘汰されると考えます。
- ・活動の把握と情報提供
平凡な活動をしている人はいないかもしれませんが、積極的に実践して、周囲の評価で伝わります。伝える努力は公表の側として必要ですが、環境保全は自主の誇りを持って広めたいですネ！
- ・活動の場や機会は多くあります。
環境カウンセラーの活動として堂々とやれている人は殆どいませんが、他の資格や修了者が場として開拓した無数?の活動の場があります。活動実績の報告をするとすれば、これを報告する人が多いでしょう。
- ・モデルや活動事例も環境カウンセラーとしての事例でないものを当てはめていることが多いのです。やる気があれば環境カウンセラーでなくても、環境保全活動はやられて、役にたっていると思います。
- ・この活動の方が支援や金銭面で有利。環境カウンセラーと言うと無料ボランティア。自治体も、企業も環境保全の予算が少ないのが現状。
- ・環境カウンセラーの情報やニーズは
EICネットニュース、QAやECNWからすばらしい情報があふれていま

す。調査官事務所のネットワークづくり立上げ、その他リンク先の情報も容易に知ることができてきていると思います。

- ・研修会について

一括研修は総論や概要主体で入り口を脱することは困難でしょう。

専門分野別グループ研修としては。

場所は調査官所在地担当。

内容は地球環境とそれぞれの専門分野との関わりについての環境保全活動。

あるいは専門分野の数項目のを選択した研修。

講義は9カ所に共通内容とし、調査官事務所員または地域の環境カウンセラーによる（講師研修が必要）

- ・環境保全は見えない、ファジーなところが多く、公害のように規制や感覚で把握できることでもない、そのことを知って理解し、実践できる社会づくりを推進する難しさがあります。意見にならないかもしれませんが、具体的な検討の際参加できるように考えておきたいと思います。

提出意見

氏名：匿名希望

意見：

私は、1999年度環境カウンセラー事業者部門に登録させて頂きましたさいたま市在住の53才男性です。

企業に所属する事業者部門環境カウンセラーの役割について、理解が出来ず疑問に思っております。

骨子では、地域や企業における積極的な環境保全活動の推進と言う役割となっておりますが、企業に所属している方々は環境施策を取れる立場に無い人が多く、時間的にも困難な為、殆どの環境カウンセラーは企業の事情に応じた役割だけしか担っていないのが現状かと思えます。

本当に企業が求める環境保全活動はトップマネジメントとして体制がとられなければならない、企業内の環境カウンセラーは多くの場合1担当としての役割しか与えられていないのが現状です。他企業や地域社会まで活動の場を広げる事や企業内で独立的に活動することは不可能ですし、今のところ事業者部門に対する活動のニーズは少なく、市民部門の様な広範囲での活動は極めて困難です。(多くの企業では、環境カウンセラーに活動の場を与える余力がありません。)

今後、E A 2 1 普及と言う役割が環境カウンセラーに与えられると思えますが、事業者部門の環境カウンセラーをうまく利用しなければ、I S O 1 4 0 0 1 と同様の問題を含む事になると思っております。

現在、環境カウンセラーの中でも失業中の方や企業のリストラ対象になっている方もおられますので、その方々をハローワークや企業と相談し、地方調査官として採用し、要望のある企業のE A 2 1 推進の役割にうまく活用する手段も考えられると思えます。

現に、私も環境カウンセラーの活動が出来る職種を希望し、会社を早期退職致しましたが、現在も失業中です。私の様に活動の場を求めて、求職活動をされている環境カウンセラーもおられると思えますので、是非とも地方調査官への活用をお考え頂きたいと思っております。

提出意見

氏名：國廣 隆紀

意見：

私はNPO環境カウンセラー千葉県協議会で副理事長として、環境カウンセラー全国連合会で理事として活動しています。

「環境カウンセラー制度の推進方策について(骨子)」に「環境カウンセラーに期待される役割」が記載され、その期待の大きいことにあらためて身の引き締まる思いがいたしますが、「環境カウンセラー制度の問題点」として、まず「知名度の低さ」が上げられています。

これは現行制度では、環境カウンセラー個人を登録するのみでそのあとの活動については任意にしているため、個人的な活動では目立たないことに起因していると思います。

「毛利元就の3本の矢」にたとえられるように個人の力も大切ですが、団体や組織の力はさらに大きな力になることに着目されず現行の制度では、組織的活動については何ら定められていません。

私たち環境カウンセラーは、必ずしも現下の多様化している環境問題に各個人が万能ではなく、お互いに得意な力を出し合って活動するために、任意でほぼ県単位で協(議)会を組織していますが、これら各協議会の厚生や活動内容もばらばらになっています。

どうか組織的活動についても制度に織り込んでいただきたいと思います。

こうした環境カウンセラーの組織化により情報を共有化し、無駄な競争をやめて、お互いが切磋琢磨しつつ行政をはじめ各種主体との連携を高めて活動すればおのずから知名度が上がると思います。

また活動の状況把握のため活動実績報告書を提出させ実績評価をするなどの方策が考えられているようですが、多様化してさまざまな資質を持つ環境カウンセラーを現在3000名からさらに増やさなければならぬ今後、だれがどのように客観的に評価するのでしょうか。とても現実的、効果的なものとは言えません。

そこで、環境カウンセラーは必ず最寄りの協議会に属することにし、各協議会は日常の活動を通して、所属の環境カウンセラーの資質を高めるようにすればよいと思います。

環境カウンセラーになっても活動しない、できないのはその辺にあると思います。このような各協議会を含めて活動を統一的に有機的にするために環境カウンセラー全国連合会が機能するようにし、各協議会に関連する活動実績を取りまとめ、参考になるものは全国に情報提供すればと思います。

以上の意見に近いことが、「環境カウンセラー制度の推進方策について（骨子）」の最後の「その他の事項」として、わずかに「地域レベルのみならず全国レベルにおいても、協議会の活動の促進および環境省との連携強化について、具体的な検討を進めていくことが必要」とありますが、もっと大きく取り上げて具体的にしていきたいと思います。